



# まらまら

第55号

今、ひとりひとりが...

「桜梅桃李」という言葉が好き!

それぞれ可憐に咲き使命を果たしながら人々の心を和ませてくれる花・花・花。

一人ひとりが今、居る場所で自分らしく生き、自分らしく「まらまら」と輝いていける21世紀でありたい...

## イクボス講座

### ダイバーシティ×働き方改革 実践講座 ～女性も男性も多様性・生産性を発揮し、 業績と生きがいを両立できる働き方改革～



11月20日、ハイトピア伊賀にてイクボス講座を開催しました。

株式会社 SSIN 代表の坂本崇博さんを講師に迎え、「ダイバーシティ×働き方改革～女性も男性も多様性・生産性を発揮し、業績と生きがいを両立できる働き方改革～」をテーマに、お話いただきました。「働き方改革＝時間短縮」と安易に考えがちであるが、「働き方改革＝時間の使い方改革」であり、「やる事・やり方・やる力」で、生産性そのものを高め、短時間で成果を上げることが本来の働き方改革であること、また、「仕事人」ではなく、志をもってコトに臨み、チャンスを見逃さない「志事人」になろう!と語られました。参加者からは、“時間を減らすことではなく、同じ時間をどう過ごすのか、時間の使い方を考えたい” “多様性をどう発揮させるか、ダイバーシティの本質について理解できた”等の感想をいただき、本当の意味での「働き方改革」を考える、とても有意義な時間となりました。

皆さんも、「志事人」がたくさんいる、いきいきとした職場をめざし、働き方について一緒に考えましょう。



#### 編集・発行

伊賀市人権生活環境部人権政策課  
〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内 500 番地  
Tel.(0595)22-9632 FAX(0595)22-9666  
(令和2年2月15日発行)

#### 編集

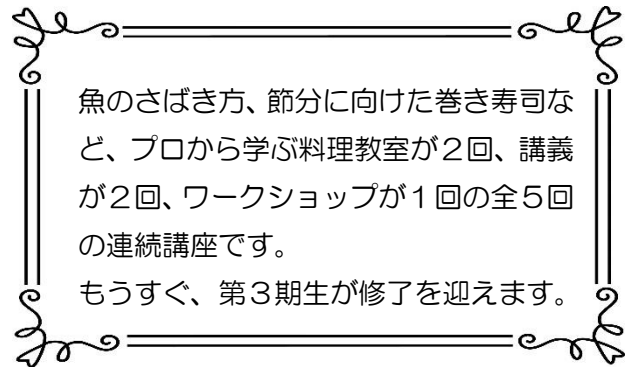
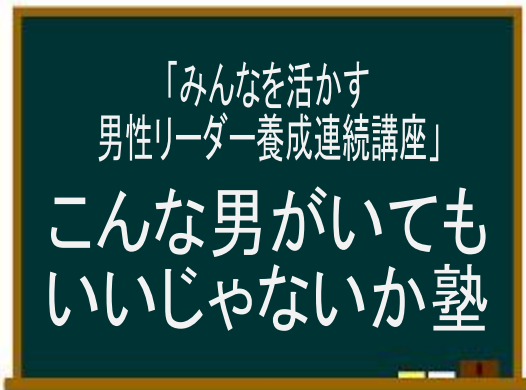
伊賀市男女共同参画センター情報紙「まらまら」  
編集スタッフ 岡 久美子・竹山 佐代子  
的場 裕子・三山 佳代子



12月13日、“男女が一緒に学べる講座”の第4弾としまして、「海外からジェンダーを考える」と題し、男女一緒に気づいて広がる発見講座～フィンランド編～を開催しました。

講師に元非営利団体フィンランド難民支援職員の亀谷優子さんをお迎え、フィンランドの暮らしや社会制度、家族や夫婦のあり方について紹介していただきました。就労に関する制度について、基本的に正社員・契約社員・パートなど、雇用形態に関わらず同じ権利があること、家庭内暴力や虐待などから子どもを守る制度が充実していることについて語られました。

参加者からは“働く人の権利が一緒なのはうらやましい”“子ども中心の制度になっていて、子どもを産み、育てる環境が整っていることにびっくりした”“フィンランドが福祉国家ということは知っていたが、教育や医療、生活についても詳しく知ることができてよかった”等の感想をいただきました。



講座では、講師の言葉に熱心に耳を傾け、自身の意見をしっかり述べ、調理実習では「ここに包丁を入れればいいのか」と、魚と格闘しながら、真剣に取り組む姿が印象的でした。

第3期生のみなさん、これから第1期生・第2期生の皆さんとともに「みんなを活かし隊」として、活躍していただけることを期待しています。



1月、「小泉進次郎環境大臣が2週間の育児休暇取得」というニュースがありました。現役の間僚が育児休暇を取得するのは初めてのことだそうです。これをきっかけに、男性の育児休業取得が当たり前のこととなってほしいと思います。

そこで今回は、男性の育休について考えたいと思います。皆さんは、「育児休業」と「育児休暇」の違いについてご存知ですか。

### ○育児休業とは

育児休業とは、子育てのために取得する休業のことです。平成3年に制定された「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（「育児・介護休業法」）に基づき、その基準が法律で定められています。法律に基づき、一定の条件を満たすことで育児休業給付金を受け取ることができます。育児休業給付金は、雇用保険から支給されています。

### ○育児休暇とは

育児休暇とは、子育てのために取得する休暇のことです。文字通り「休暇」ですので、法律で定められた制度ではありません。多くの企業では就業規則などで規定されており、育児休業の適応条件に満たない労働者への救済措置や、

育児休業と併せて利用できる制度として使われていることが多く見かけます。

### ○育児休業取得率

厚生労働省が発表している2018年度の男性の育児休業取得率は、6.16%です。厚生労働省では、男性の育児休業取得率を2020年度には13%に上げることを目標に掲げています。しかし、前回2017年度の5%から2018年度はたった1.16%しか改善していません。

一方、女性の育児休業取得率は、82.2%です。しかしこの数字は、現在も継続して働いている女性の数を分母としています。実際は、第1子の出産を機に46.9%<sup>\*</sup>の働く女性が仕事を辞めているのです。継続して働くことも、出産を機に辞めるのも、本人の自由です。男性の育休取得も「必ず取りましょう」と言っている訳ではありません。家庭の事情もそれぞれ違うのです。ただ、家庭で相談した結果として、“出産しても働きたい”と考えている女性が、退職をしなければいけない、“育休を取得したい”と考えている男性が育休を取れないことが問題なのです。

（男女共同参画係）

<sup>\*</sup>出産前に仕事をしていた女性の数を分母としています。



みんなで協力!

女性防災リーダー  
養成連続講座

を開講します!

2020年度より女性防災リーダー養成連続講座を開催します。全4回の連続講座を予定しておりますので、ぜひ、ご応募ください。詳しくは、6月の広報でお知らせします。